

松阪市インターンシップ実施要綱

平成 17 年 6 月 29 日告示第 308 号

改正

平成 21 年 5 月 15 日告示 183 号

平成 21 年 7 月 28 日告示 252 号

平成 23 年 5 月 20 日告示 208 号

平成 30 年 7 月 3 日告示 244 号

令和 8 年 5 月 1 日告示第 287-3 号

松阪市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学生の高い職業意識を育成し、主体的な職業選択の機会を提供することにより、次代を担う学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めるため、実施するインターンシップについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 インターンシップの受入対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）における大学院、大学、短期大学、専門学校及び高等学校（以下「学校」という。）における学生とし、対象者の希望する業務体験従事（以下「実習」という。）の内容と松阪市（以下「市」という。）が予定する実習テーマと合致する学生とする。

(受入人数)

第 3 条 市は、インターンシップの受入人数について、毎年、松阪市行政組織及び権限規則（平成 17 年松阪市規則第 12 号）に規定する課等（以下「各課」という。）と調整の上決定するものとする。

(申込み等)

第 4 条 インターンシップを希望するときは、学校がインターンシップ申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合、インターンシップを希望する学生を选考し、当該学生の受入れの可否を決定し、その結果を当該申込みをした学校に通知するものとする。

3 申込者数が受入者数を超えた場合は、選考時において三重県内の学校及び市内に住所を有する申込者を優先することができる。

(実施期間等)

第 5 条 インターンシップの実習期間は、松阪市の休日を定める条例（平成 17 年松阪市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除く概ね 10 日間程度を原則とする。ただし、実習日については、インターンシップの受入れの内定を受けた学生（以下「実習生」という。）と各課との調整により決定するものとする。

2 実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、各課の業務の関係上による場合は、この限りでない。

(協定書の締結)

第6条 実習生の所属する学校は、市と協定書(様式第2号)を取り交わすものとする。

(実習生の提出書類)

第7条 実習生は、実習を円滑に実施するため、本要綱、協定書等を遵守するとともに、実習を開始するまでに、次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 誓約書(様式第3号)

(2) 災害傷害保険、賠償責任保険等の加入を証明する書類の写し

(3) その他実習に必要なと認められる書類の写し

(報酬等)

第8条 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品は、支給しない。

(実習生の身分)

第9条 実習生は、学校の学生としての身分を有するものとし、市の職員の身分は、有しない。

(服務)

第10条 実習生は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第32条、第33条、第34条及び第35条を遵守しなければならない。

(実習における災害等の責任及び補償)

第11条 学校は実習生に、実習生の実習中及び居住地から実習先までの往復途上の災害等の被災に対して災害傷害保険に加入させるものとする。

2 学校は実習生に、実習生が故意又は過失により市又は第三者へ損害を与えた場合に対して損害賠償保険に加入させるものとし、実習生が故意又は過失により市又は第三者へ損害を与えた場合はその賠償責任は実習生個人が負い、被害者へ賠償しなければならない。

3 市は、前2項の規定について一切の責任を負わないものとする。

(実習の中止)

第12条 市は、実習生が第10条の規定に違反したとき又は業務に支障を来すと認められるときには、実習を中止することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップ受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成21年5月15日告示第183号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年7月28日告示第252号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年5月20日告示第208号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 3 日告示第 244 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 1 日告示第 287-3 号）

この告示は、公表の日から施行する。

松阪市インターンシップ申込書

年 月 日

（宛先）松 阪 市 長

学校名
代表者



松阪市インターンシップ実施要綱の遵守事項について同意するとともに、下記の学生を松阪市インターンシップ実習生として申し込みます。

ふりがな			性別	写 真 縦4cm×横3cm 申請前3か月以内に撮影したもの
氏 名				
生年月日	年 月 日（満 歳）			
現住所	〒 -			
電話番号	(携帯電話番号でも可)			
緊急連絡先 (帰省先など)	〒 -		氏名	
			続柄	
学 校 名	大 学	学 部	学 科	学 年
希 望 す る 実 習 部 署 (課名等と希望する理由を明記)	第1希望	課名等		
	理由			
	第2希望	課名等		
	理由			
	第3希望	課名等		
	理由			
実習希望期間	第1希望	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
	第2希望	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
	第3希望	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
参加動機 (実習への期待)				
実習における単位認定の有無	有 ・ 無			
大学等 インターンシ ップ ご担当連絡先	担当部署・担当者			
	住 所			
	電話番号・FAX			
	E-mail アドレス			

※参加動機等枠内に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

松阪市インターンシップに関する協定書

松阪市インターンシップ実施要綱（平成17年松阪市告示第308号。以下「要綱」という。）
第6条の規定に基づき、松阪市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第1条 乙は、別紙に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の身分）

第2条 実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

（実習期間等）

第3条 各実習生の実習期間は、甲と乙の協議の上、合意した期間とする。

2 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、業務の関係上特段の定めをすることができる。

（報酬等）

第4条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（実習に専念する義務）

第5条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習期間中は、実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第6条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第7条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後もまた、同様とする。

2 実習生は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第8条 実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

2 甲は、実習生の実習期間中における災害又は実習生の自宅と実習先との往復途上での災害に対して、甲の故意又は過失の場合を除き一切の責任を負わないものとする。実習生自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生はその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償により甲が被った賠償の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第9条 実習生は、要綱第7条に規定する誓約書を事前に甲に提出しなければならない。

(実習の中止)

第10条 甲は、専ら甲に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得て、乙に当該実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間等を考慮しつつ、乙及び実習生と協議の上、適切な善後処理策を講ずることとする。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの実習を中止することができる。この場合において、甲は乙にその旨を速やかに通知するものとする。

(1) 実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったとき。

(2) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき。

(3) 通常の業務に支障を来すと判断されるとき。

3 前項の規定により実習が中止され、乙又は実習生が損害を被ることがあっても、乙又は実習生は、その損害を甲に請求することができない。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定書締結の日から実習期間満了の日までとする。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 松阪市殿町1340番地1
松阪市
松阪市長

乙

【別紙】

インターンシップ実習生一覧

配属課名	実習期間	実習生氏名	大学学部学科名
(例) ○○課	年 月 日 ～ 年 月 日 (実質 日間)	松阪花子	○○大学 ○○学部○○学科
	年 月 日 ～ 年 月 日 (実質 日間)		
	年 月 日 ～ 年 月 日 (実質 日間)		
	年 月 日 ～ 年 月 日 (実質 日間)		
	年 月 日 ～ 年 月 日 (実質 日間)		
	年 月 日 ～ 年 月 日 (実質 日間)		

様式第3号（第7条関係）

誓 約 書

（宛先）松阪市長

今般、私が松阪市において「松阪市インターンシップ実施要綱」に基づき実習するに当たり、下記の事項を厳守することを誓います

記

- 1 私は、松阪市職員の指示に従い、実習期間中は所定の実習に専念します。
- 2 私は、松阪市の信用を傷つけ又は不名誉となるような言動及び行為はしません。
- 3 私は、松阪市の営む事業を阻止するような言動及び行為はしません。
- 4 私は、実習上知り得た秘密について、実習中及び実習後において一切漏洩するような行為はしません。
- 5 私は、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に災害を受けた場合及び松阪市又は第三者に対して損害を与えた場合については、松阪市に迷惑をかけることなく自らの責任において対応します。

年 月 日

学校名

学部・学科名

（ 年）

住 所

氏 名

印